総括図－防火地域及び準防火地域

朝霞市都市計画図

○朝霞都市計画区域（市行政区域）　面積1,838ha

○区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

昭和45年８月25日	当初決定	埼玉県告示第 978号
昭和59年12月26日	変更	埼玉県告示第1839号
平成３年12月24日	変更	埼玉県告示第1753号
平成８年３月26日	変更	埼玉県告示第 522号
平成10年11月27日	変更	埼玉県告示第1533号
平成16年４月27日	変更	埼玉県告示第 923号
平成23年１月21日	変更	埼玉県告示第 111号
平成26年３月28日	変更	埼玉県告示第 521号
平成29年１月27日	変更	埼玉県告示第 88号

○用途地域

昭和48年１月16日	当初決定	埼玉県告示第 71号
昭和59年12月26日	変更	埼玉県告示第1840号
平成３年１月18日	変更	埼玉県告示第 62号
平成３年12月24日	変更	埼玉県告示第1754号
平成７年12月22日	決定	埼玉県告示第1738号
平成16年３月30日	変更	埼玉県告示第 592号
平成25年２月５日	変更	朝霞市告示第 29号
平成29年４月３日	変更	朝霞市告示第 121号
平成30年３月１日	変更	朝霞市告示第 37号
平成30年８月３日	変更	朝霞市告示第 187号

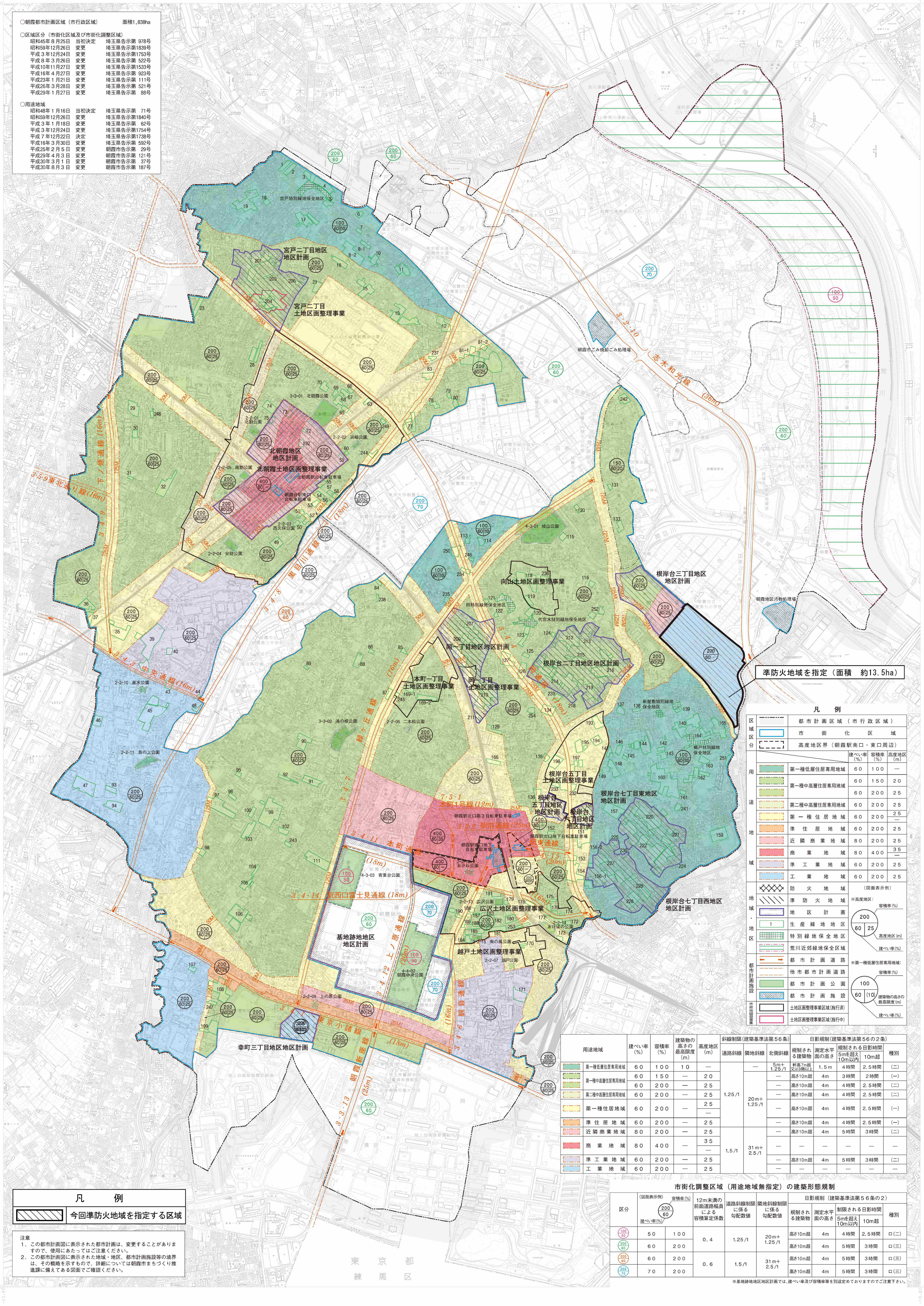
準防火地域を指定（面積　約13.5ha）
さいたま市
志木和光線
宮戸二丁目地区地区計画
宮戸二丁目土地区画整理事業
北朝霞地区地区計画
北朝霞土地区画整理事業
東北通り線
中央通線
東口川越線
向山土地区画整理事業
根岸台三丁目地区地区計画
岡一丁目地区地区計画
本町一丁目土地区画整理事業
岡一丁目土地区画整理事業
根岸台二丁目地区地区計画
根岸台五丁目土地区画整理事業
根岸台七丁目東地区地区計画
根岸台七丁目西地区地区計画
本町１号線
駅西口富士見通線
基地跡地地区地区計画
広沢土地区画整理事業
越戸土地区画整理事業
幸町三丁目地区地区計画
東京都練馬区
和光市
新座市
朝霞市ごみ焼却処理場
朝霞市汚物処理場

凡　例

			建ぺい率（%）	容積率（%）	高度地区（m）
区域区分	━・・━	都市計画区域（市行政区域）			
	▭	市街化区域			
	┅	高度地区界（朝霞駅南口・東口周辺）			
用途地域	🟩	第一種低層住居専用地域	60	100	—
	🟩	第一種中高層住居専用地域	60	150	20
	🟩		60	200	25
	▭	第二種中高層住居専用地域	60	200	25
	🟨	第一種住居地域	60	200	25 —
	🟧	準住居地域	60	200	25
	🟥	近隣商業地域	80	200	25
	🟥	商業地域	80	400	35 —
	🟪	準工業地域	60	200	25
	🟦	工業地域	60	200	25
地域・地区	╳	防火地域			
	▨	準防火地域			
	▭	地区計画			
	1	生産緑地地区			
	▦	特別緑地保全地区			
	▭	荒川近郊緑地保全区域			
都市計画施設	← →	都市計画道路			
	┅	他市都市計画道路			
	🟩	都市計画公園			
	▨	都市計画施設			
市街地開発事業	▭	土地区画整理事業区域（施行済）			
	▭	土地区画整理事業区域（施行中）			

（図面表示例）

※高度地区：200 / 60 / 25　容積率（%）　高度地区（m）　建ぺい率（%）

※第一種低層住居専用地域：100 / 60 / (10)　容積率（%）　建築物の高さの最高限度（m）　建ぺい率（%）

用途地域		建ぺい率（%）	容積率（%）	建築物の高さの最高限度（m）	高度地区（m）	斜線制限（建築基準法第５６条）			日影規制（建築基準法第５６の２条）				
						道路斜線	隣地斜線	北側斜線	規制される建築物	測定水平面の高さ	規制される日影時間 5mを超え10m以内	規制される日影時間 10m超	種別
🟩	第一種低層住居専用地域	60	100	10	—	1.25/1	—	5m+1.25/1	軒高7m超又は3階以上	1.5m	4時間	2.5時間	(二)
🟩	第一種中高層住居専用地域	60	150	—	20		20m+1.25/1	—	高さ10m超	4m	3時間	2時間	(一)
🟩		60	200	—	25			—	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	(二)
▭	第二種中高層住居専用地域	60	200	—	25			—	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	(二)
🟨	第一種住居地域	60	200	—	25 —			—	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	(一)
🟧	準住居地域	60	200	—	25			—	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	(一)
🟥	近隣商業地域	80	200	—	25	1.5/1	31m+2.5/1	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間	(二)
🟥	商業地域	80	400	—	35 —			—	—	—	—	—	—
🟪	準工業地域	60	200	—	25			—	高さ10m超	4m	5時間	3時間	(二)
🟦	工業地域	60	200	—	25			—	—	—	—	—	—

市街化調整区域（用途地域無指定）の建築形態規制

区分	（図面表示例）200/60 建ぺい率（%）	容積率（%）	12m未満の前面道路幅員による容積算定係数	道路斜線制限に係る勾配数値	隣地斜線制限に係る勾配数値	日影規制（建築基準法第５６条の２）				
						規制される建築物	測定水平面の高さ	制限される日影時間 5mを超え10m以内	制限される日影時間 10m超	種別
100/50	50	100	0.4	1.25/1	20m+1.25/1	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	ロ(二)
200/60	60	200				高さ10m超	4m	5時間	3時間	ロ(三)
200/60	60	200	0.6	1.5/1	31m+2.5/1	高さ10m超	4m	5時間	3時間	ロ(三)
200/70	70	200				高さ10m超	4m	5時間	3時間	ロ(三)

※基地跡地地区地区計画では、建ぺい率及び容積率等を別途定めておりますのでご注意下さい。

凡　例

▨	今回準防火地域を指定する区域

注意

1．この都市計画図に表示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。
2．この都市計画図に表示された地域・地区、都市計画施設等の境界は、その概略を示すもので、詳細については朝霞市まちづくり推進課に備えてある図面でご確認ください。

令和元年六月作成

昭和株式会社調製

朝霞市役所

令和元年6月作成の1：2,500を縮小編纂

1：10,000